

旭川市水道局の入札及び契約過程に係る苦情処理要領

(目的)

第1条 この要領は、旭川市水道局（以下「局」という。）が発注した建設工事並びに測量及び工事に係る調査、設計業務（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約過程に係る苦情の適切な処理手続に関し必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 この要領による苦情処理の対象となる建設工事等は、次のとおりとする。

- (1) 設計金額が200万円を超える建設工事
- (2) 設計金額が100万円を超える測量並びに工事に係る調査及び設計業務

(苦情の申立てができる者)

第3条 苦情の申立てができる者は、次のとおりとする。

- (1) 条件付き一般競争入札にあつては、旭川市水道局競争入札参加資格のある者のうち当該入札の参加資格がない者及び一般競争入札参加資格確認申請をした者のうち、旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）から入札参加資格がないと通知された者で、当該結果に対して不服のある者
- (2) 指名競争入札にあつては、当該入札と同一の工事種別に登録があり、当該指名競争入札に指名されなかった者で、当該結果に対して不服のある者
- (3) 随意契約にあつては、当該契約と同一の工事種別に登録があり、当該契約の相手方として選定されなかった者で、当該結果に対して不服のある者
- (4) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者
- (5) 局が行った指名停止等の措置を受けた者で、当該措置に対して不服のある者

(苦情の申立ての方法)

第4条 苦情の申立ては、次の各号に掲げる期間内に、苦情申立て書（様式1）の提出により、管理者に対して行うことができるものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる苦情のうち当該入札の参加資格がない者にあつては、公告日の翌日から起算して7日（旭川市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内。また、管理者から入札参加資格がないと通知された者にあつては、通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内
- (2) 前条第2号に掲げる苦情にあつては、指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内

- (3) 前条第3号に掲げる苦情にあつては、随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内
 - (4) 前条第4号に掲げる苦情にあつては、落札者の決定結果の公表を行った日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内
 - (5) 前条第5号に掲げる苦情にあつては、指名停止通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内
- 2 前項の苦情申立て書には、申立て者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）、申立ての対象となる建設工事等名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載するものとする。
- また、申立ては上下水道部水道総務課契約係に対して行うものとする。

（苦情の申立てへの回答）

第5条 管理者は、苦情の申立てがあつたときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、苦情申立て回答書（様式2）により回答するものとする。ただし、当該苦情申立てが多数で期限内に回答することが困難な場合は、回答期間を延長することができるものとする。この場合、当該申立て者に理由を付して書面により通知するものとする。

（苦情の申立ての却下）

第6条 管理者は、第4条各号に定める申立て期間を経過したもの、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、当該申立てを却下することができるものとする。

この場合、当該申立て者に理由を付して苦情申立て却下通知書（様式3）により通知するものとする。

（苦情の申立てについての明示）

第7条 管理者は、苦情の申立てができること及び苦情の申立ての手續について明示するものとする。

（苦情処理結果の公表）

第8条 管理者は、苦情申立て者に回答又は却下の通知を行ったときは、苦情申立て書及び苦情申立て回答書又は苦情申立て却下通知書を、速やかに公表するものとする。ただし、旭川市情報公開条例第7条第2号に該当する場合を除く。

（再苦情の申立てができるもの）

第9条 第5条の苦情申立て回答書を受理した苦情申立て者であつて、苦情申立て回答書

による説明に不服がある者は、管理者に対して再苦情の申立てを行うことができるものとする。

(再苦情の申立ての方法)

第10条 再苦情の申立ては、第5条の苦情申立て回答書を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、再苦情申立て書(様式4)の提出により管理者に対して行うことができるものとする。

2 再苦情申立て書の書面については、第4条第2項の規定を準用する。

(契約審査委員会に再苦情審議の依頼)

第11条 管理者は、再苦情の申立てがあったときは、次条の規定に基づき却下する場合を除き、速やかに旭川市契約審査委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

(再苦情の申立ての却下)

第12条 第10条に定める申立て期間を経過したもの並びに苦情の申立てを行っていない者及び苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、当該申立てを却下することができるものとする。

この場合、当該申立て者に理由を付して再苦情申立て却下通知書(様式5)により通知するものとする。

2 管理者は、再苦情の申立てを却下したときは、委員会に報告するものとする。

(再苦情の申立ての回答)

第13条 管理者は、再苦情の申立てについて、委員会から審議結果の報告を受けたときは、再苦情申立て者に対して、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に再苦情申立て回答書(様式6)により回答するものとする。

2 管理者は、再苦情の申立てを認めなかったときは、当該申立てに根拠が認められないと判断した理由を示してその旨を、申立てを認めたときは、申立てが認められた旨及びこれに伴い局が講じようとする措置の概要を再苦情申立て者に対し明らかにするものとする。

3 管理者は、前項の規定による回答にあたっては、委員会の意見を尊重しなければならないものとする。

(再苦情の申立てについての明示)

第14条 管理者は、第5条の苦情申立て回答書中に、再苦情申立てができる旨及び再苦情申立ての手續について記載するものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第15条 管理者は、再苦情申立て者に回答又は却下の通知を行ったときには、再苦情申立て書及び再苦情申立て回答書又は再苦情申立て却下通知書を、速やかに公表するものとする。ただし、旭川市情報公開条例第7条第2号に該当する場合を除く。

(入札手續の続行)

第16条 苦情及び再苦情の申立ては、入札及び契約手續の執行を妨げない。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月20日から施行し、その工期又は履行期間の初日が令和8年4月1日以後の日である契約から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式 4

年 月 日

(提出先) 旭川市水道事業管理者

申立て者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

再 苦 情 申 立 て 書

旭川市水道局の入札及び契約過程に係る苦情処理要領第 5 条の規定により、 年
月 日付け旭水経第 号で貴職より回答のあった件について、その内容に不服がある
ため、同要領第 9 条及び第 10 条の規定により、下記のとおり再苦情の申立てをしま
す。

記

- 1 再苦情申立ての対象となる件名

- 2 再苦情申立ての内容及びその理由

様式 6

旭 水 経 第 号
年 月 日

様

旭川市水道事業管理者

再 苦 情 申 立 て 回 答 書

年 月 日付けで貴職より申立てのあった件について、旭川市水道局の入札及び契約過程に係る苦情処理要領第 13 条の規定により、下記のとおり回答します。

記

- 1 苦情申立ての対象となる件名

- 2 苦情申立てに対する回答及びその理由、これに伴って講じようする措置の概要